

令和7年度 粹七エリア整備事業  
広場デザイン設計業務

実施要領

山形市まちづくり政策部まちづくり政策課

## 1 目的

山形市では「山形市中心市街地グランドデザイン」に基づき、中心市街地における歩行者の回遊性向上を推進している。粹七エリア整備事業は、七日町地内において都市計画道路整備と併せた沿道整備街路事業（山形市七日町東土地区画整理事業）を実施し、「小径と余白のあるまち」をコンセプトとして、世界かんがい施設遺産に登録された山形五堰「御殿堰」を活かした風情ある景観の形成、広場等の整備による滞在空間の創出により「歩くほど幸せになるまち」の実現を目指している。

本業務は、粹七エリア整備事業における第Ⅲ期事業エリア内の広場・御殿堰デザイン設計を行い、実施設計を行うものである。また、地権者や関係機関との合意形成及び建築物デザインに資する資料として、広場・御殿堰デザイン設計を基にしたCGと模型、公共デザインコンセプトガイドラインの作成を行うものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

令和7年度 粹七エリア整備事業広場デザイン設計業務

### (2) 業務内容

別紙の「令和7年度 粹七エリア整備事業広場デザイン設計業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。なお、仕様書記載の委託業務の詳細については、今後、受託者と協議のうえ、変更する場合がある。

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月27日までとする。

### (4) 提案上限額

総額 17,963,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### (5) 契約方法

随意契約

### (6) 契約の相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最も優秀な提案者1者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（公募型プロポーザル方式）による。

### (7) 契約の根拠

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167の2第1項第2号

## 3 参加資格

本業務の公募型プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 山形市契約規則（昭和39年市規則第18号）第25条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の期間中でないこと。

(3) 本市の指名停止の期間中でないこと。

- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われたもの、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。
- (7) 山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (9) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (10) 税の滞納がないこと。
- (11) プロポーザルに参加しようとする者の間で、一方の会社等の代表者が他方の会社等の代表者を現に兼ねていないこと。ただし、審査結果通知に至るまでに上記の事実が判明した場合において、これに該当する者のうち、一者を除く全ての者が入札を辞退したときには、残る一者については入札参加者の資格があるものとする。
- (12) 配置予定技術者について、次の要件を満たすものを配置できること。

ア 共通事項

配置技術者は、事業者公告日の3ヶ月以上前から直接雇用されているものとし、原則として業務完了まで配置技術者の変更はできない。ただし、やむを得ないと発注者が認める場合であって、同等以上の能力を有している技術者であると確認できた場合はこの限りでない。

イ 管理技術者の要件

- ① 業務の管理及び総括を行うこと。
- ② 技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画）、または技術士（総合技術監理部門 選択科目：都市及び地方計画）、またはRCCM（都市計画及び地方計画または造園）のいずれかの資格を有していること。
- ③ 管理技術者は担当技術者と兼任することはできない。

ウ 担当技術者の要件

- ① 担当技術者は成果物の作成に直接関わること。
- ② 専任の担当技術者を1名以上配置すること。
- ③ 専任の担当技術者は技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画）、または技術士（総合技術監理部門 選択科目：都市及び地方計画）、またはRCCM（都市計画及び地方計画または造園）のいずれかの資格を有していること。

エ 照査技術者の要件

技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画）、または技術士（総合技術監理部門 選択科目：都市及び地方計画）、またはRCCM（都市計画及び地方計画または造園）のいずれかの資格を有していること。

## 4 実施スケジュール

日程	項目
公募開始及び資料等の公開	令和7年7月16日～7月30日
実施要領及び仕様書に対する質問の受付	令和7年7月23日 午後5時まで
質問に対する本市の回答	令和7年7月25日
参加申込の受付	令和7年7月30日 午後5時まで
参加申込書類 書類審査 ※応募が5者以上あった場合、一次選考を実施 選定通知・企画提案書要請書の送付	令和7年7月31日 令和7年8月1日通知・要請書送付
企画提案書等の提出	令和7年8月22日 午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和7年8月28日
審査結果通知・公表	令和7年9月上旬
契約締結	

## 5 実施要領等の配布

令和7年7月30日までの間に、山形市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）「公募型プロポーザル」のページからダウンロードすること。

市ホームページ

<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/jigyosya/nyusatsu/1006744/index.html>

## 6 実施要領及び仕様書に対する質問

本プロポーザルに関する質問がある者は、次のとおり質問することができる。ただし、審査に支障を来す質問、評価基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。

- (1) 受付期間 令和7年7月16日～7月23日 午後5時まで
- (2) 質問方法 質問票（様式第1号）を使用し、電子メールにより提出すること。  
なお、メールの件名は『「令和7年度粹七エリア整備事業広場デザイン設計業務」への質問』とすること。
- (3) 質問先 山形市まちづくり政策部まちづくり政策課街路係  
電子メール：toshi@city.yamagata-yamagata.lg.jp
- (4) 回答日時 令和7年7月25日
- (5) 回答方法 質問者名を伏せたうえで質問及び回答を市ホームページに掲載する

## 7 参加申込及び参加要件適格確認について

- (1) 参加表明書の提出方法及び提出資料
  - ア 申込期間 令和7年7月16日～7月30日 午後5時必着
  - イ 申込方法 郵送（簡易書留）又は持参（持参する場合は、土、日、祝日を除く午前9時～午後5時まで）
  - ウ 提出書類

- ① 参加表明書（様式第2号）
- ② 誓約書（様式第3号）
- ③ 秘密保持誓約書（様式第4号）
- ④ 企業概要・実績調書（様式第5号）
- ⑤ 管理技術者の資格・業務実績（様式第6号）
- ⑥ 専任担当技術者の資格・業務実績（様式第7号）
- ⑦ 照査技術者の資格・業務実績（様式第8号）
- ⑧ 業務実施体制（様式第9号）
- ⑨ 見積書（様式第10号）
- ⑩ 直近3か月以内に発行された、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書並びに山形市に本社又は支社がある者は法人市民税及び固定資産税に未納がないことの証明書の原本

※記載方法等については、別紙「提出書類記載要領」参照。

エ 提出部数 1部

オ 提出先 山形市まちづくり政策部まちづくり政策課

## (2) 参加要件適格確認・一次選考

上記の7(1)ウで提出された書類を基に審査を行い、参加要件適格が確認された者に対しては、令和7年8月1日までに選定通知書及び企画提案要請書により通知を行う。参加要件を満たしていない者に対しては、参加要件不適格通知書により通知を行い、プロポーザルへの参加を認めない。また、応募が5者以上の場合、この時点で書類審査及び価格評価にて一次選考を行う。選考基準については、別紙「審査要領」参照。

## (3) 資料の貸与

上記の7(2)で、参加要件適格が確認された者もしくは一次選考にて選定された者には以下の資料を貸与する。

### ア 貸与資料

- ① 七日町街区整備事業基本設計 一式
- ② 第I期エリア広場詳細設計 一式
- ③ 都市計画道路諏訪町七日町ほか1路線（建昌寺前工区）道路及び電線共同溝詳細設計業務 一式
- ④ グループ会議成果 一式
- ⑤ まちなかイメージCG動画・模型写真 一式
- ⑥ 山形市七日町東土地区画整理事業 事業計画書 一式

### イ 貸与資料の取り扱い

①貸与資料を山形市の許可を得ずに第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない

②貸与された情報を第三者には秘密とし、また、提案書作成以外の目的に使用してはならない

③貸与された資料は令和7年8月22日までに山形市へ返却すること。

## 8 企画提案書等の提出

上記「7(2)参加要件適格確認・一次選考」により選定通知及び企画提案書提出の要請を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年8月22日 午後5時必着
- (2) 提出方法 郵送(簡易書留)又は持参(持参する場合は、土、日、祝日を除く午前9時～午後5時まで)
- (3) 提出書類
  - ① 企画提案書の表紙(様式第11号)
  - ② 企画提案書(任意様式)  
別紙「企画提案書作成要領」に記載のとおり
- (4) 提出部数
  - ① 上記8(3)①、② 各10部
  - ② 上記8(3)一式のPDFデータを入れたCD-R等 1部
- (5) 提出先 山形市まちづくり政策部まちづくり政策課
- (6) 留意事項
  - ア 企画提案書の作成にあたり、企画提案書の表紙(様式第11号)以外は、事業者名が類推できるような名称、ブランド名及びロゴマーク等は一切表示させないこと。事業者の記載が必要な場合は「事業者A」などに置き換えて記載すること。
  - イ 企画提案書(任意様式)はA4判、用紙の縦横は自由とし、両面印刷とする
  - ウ 企画提案書等は、ホチキス等で綴じずにダブルクリップで留めること。
  - エ 企画提案書等提出後の提案書等の加除、差し替えは不可とする。
  - オ 提出期限までに企画提案書等の提出がなかった場合は辞退したものとみなす。

## 9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領で示された提出期限、提出場所、提出方法及び提案上限額等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) その他、実施要領に違反するもの

## 10 企画提案者の審査方法及び評価基準

- (1) 審査委員会の設置

本業務の履行に最も適した契約の相手方となる契約候補者を厳正かつ公正に決定するため、令和7年度粋七エリア整備事業広場デザイン設計業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、提出のあった企画提案書の内容を評価し、選定する。なお、審査委員は7名とする。

(2) 公平性の確保

審査の公平性を確保するため、審査においては、審査委員に対し参加者の事業者名又は事業者名が類推できるような記載は公開せず、匿名での評価を行う。

(3) プレゼンテーション審査

審査委員会において、提案内容をより理解し、公正に選定するため、企画提案書に係るプレゼンテーション審査を実施する。

ア 実施方法

① プレゼンテーション審査は、令和7年8月28日に事務局の指定する会場で行う。審査順は、参加表明書等の受付順とし、基本的には印刷された企画提案書に沿って、口頭や映像等で補足説明をする。なお、企画提案書は事前に事務局で審査員に配布する。

スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブル及び電源は事務局が用意することとし、説明の際に使用する場合は企画提案書の提出の際に申し出ること。

② 1者ずつ行い、時間は、機材の用意等5分程度、説明10～15分以内、質疑応答5～10分程度とする。

③ 参加できる人数は3名までとし、説明は原則当該業務の担当者が行うこと。

④ 説明内容は提出のあった「企画提案書」に基づくものとし、資料の追加配布は認めない。

⑤ プレゼンテーション及び質疑応答時に自己紹介は行わないこと。また、スクリーンを使用する場合は事業者名が類推できるようなものが映らないようにすること。

⑥ 他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

イ 会場及び実施時間等

会場、実施時間については、プレゼンテーション審査前に事務局よりメールにて通知する。

(4) 審査項目及び評価基準

審査委員会において、別紙「令和7年度粋七エリア整備事業広場デザイン設計業務審査要領」に基づき評価を行う。なお、審査内容は非公開とする。

1.1 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

第1位の候補者と当該業務についての協議を行い、内容について合意の上、仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。なお、第2位の候補者を繰り上げた場合も同様とする。

(2) 第1順位の候補者との協議が不調となったと本市が判断した場合は、第1位の候補者との交渉を終了し、次点の候補者と協議を行う。

(3) 委託料の支払い方法

原則として、委託業務完了検査後、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払いを行う。

1.2 その他

- (1) 参加事業者は、参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとす  
る。
- (2) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届（様式第12号）にて届け出ること。
- (3) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者（提出者）の負担とする。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (6) 提出された書類は、山形市情報公開条例（平成9年市条例第39号）第6条の規定  
に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象となる。ただし、公開によ  
り、その者の権利、競争上の地位、その利益を害すると認められる情報など、同条例  
第8条に規定する非公開情報を除く。
- (7) 審査結果に対する異議は、一切受け付けない。
- (8) 選定された提案企画（プロポーザル）に盛り込まれた内容がすべて業務委託内容に  
なるとは限らない。
- (9) 契約締結後であっても、本業務において契約締結事業者が談合その他の不正行為に  
関わった事実が発覚した場合、又は契約締結事業者の役員等が贈賄等で逮捕される等  
社会的影響が大きいと本市が判断した場合は、契約を解除する場合がある。
- (10) 本公募型プロポーザルに係る提出書類については全て押印不要とする。
- (11) 提出書類について、本市より問い合わせを行う場合がある。

1.3 担当課（問い合わせ先、書類提出先及び審査委員会事務局）

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市まちづくり政策部まちづくり政策課街路係

担当：田中、岡崎、木村

電話：023-641-1212（内線514,887）

電子メール：toshi@city.yamagata-yamagata.lg.jp